

# 宮崎県日向市（国内5例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る 疫学調査チームの現地調査概要

令和7年11月22日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

## 1 基本情報

用途（飼養羽数）：肉用鶏（約4.8万羽）

発生家きん舎の構造：開放鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：平飼い

## 2 農場の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は中山間地に位置し、ソーラーパネル及び変電施設、養鶏場、樹林に囲まれている。周囲の水田（谷戸田）までは最短で400mで、一部に稻の二番穂が認められた。
- ② 当該農場周囲1km以内には、ため池とソーラー発電施設の調整池が複数存在するが、北側約450mのため池においてのみカルガモ8羽を確認した。カラス類は確認されなかった。
- ③ 当該農場から南に約2.5kmにある河川において、カルガモやヒドリガモ等のカモ類約200羽、ハクセキレイやオオバン数羽を確認した。また3.7kmの市街地の河川においてヒドリガモ等のカモ類約600羽を確認した。
- ④ 当該農場は平飼いの開放鶏舎4棟からなり、発生時は全棟で肉用鶏が飼養されていた。

## 3 通報までの経緯

- ① 飼養管理責任者によると、発生鶏舎（最も西側に位置。通報時32日齢）の1日当たりの通常の死亡羽数は3羽程度のところ、11月19日に11羽、20日に12羽と増加した。普段から一時的な10羽程度の死亡は珍しくないため経過観察としたが、21日朝の健康観察時に散在した70羽の死亡を確認したこと。
- ② 死亡鶏の増加を受けて、飼養管理責任者が農場管理獣医師に連絡し、獣医師が簡易検査を実施したところ陽性となったことから、家畜保健衛生所に連絡したこと。
- ③ 当該農場は令和4年シーズン44例目（令和4年12月21日発生）と同一であった。

## 4 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、飼養管理責任者含め2名が勤務しており、他の農場への立入りはないとのこと。
- ② 飼養管理責任者によれば、鶏舎ごとの担当者は特に決まっておらず、2名で協力して作業を行っているとのこと。

## 5 農場の飼養衛生管理

- ① 農場及び鶏舎出入口には立入り禁止の看板が設置されており、入場する車両は車両消毒ゲート（手動、逆性石鹼）で消毒することとなっている。衛生管理区域南東側（農

場入口側)は、通常ポール、コーン及び消石灰により境界が示されていたが、調査時は防疫作業のため、ポール及びコーンが除去されていた。

- ② 飼養管理責任者によれば、車両出入口及び鶏舎周囲には入雛前に消石灰を散布していたとのこと。
- ③ 従業員は、出勤時、車両消毒後に自家用車を駐車場（衛生管理区域外）に駐車後、駐車場に隣接する衛生管理区域外の更衣室兼事務所入口において長靴、作業着、作業用手袋を着用し、事務所外に設置された踏込み消毒槽（複合次亜塩素酸系消毒剤、週1回程度交換）で長靴消毒を実施すること。作業着及び手袋は毎日洗濯をしているとのこと。
- ④ 従業員が各鶏舎に入る際には、鶏舎外で長靴を脱ぎ、鶏舎内サービスエリアに設置されたすのこ上で鶏舎専用長靴に履き替えた後、踏込み消毒槽（複合次亜塩素酸系消毒剤、週1回程度交換）で長靴を消毒し、アルコールで手袋の消毒を行うこと。鶏舎ごとの手袋の交換は行っていない。
- ⑤ 農場内で作業を行う外来業者（飼料業者、出荷業者、初生ひな導入業者、敷料業者、鶏糞搬出業者、動物用医薬品業者）は各自が持参した当該農場専用の長靴に車の中で履替え、使い捨ての防護衣に着替えた後、手指消毒をすること。衛生管理区域入場時の長靴の踏込み消毒は行っていないとのこと。なお、出荷業者を除き外来業者は鶏舎に立入らないとのこと。
- ⑥ 全鶏舎でほぼ同日齢（2日齢程度の差）の鶏が飼養されており、農場全体のオールイン・オールアウトがなされており、オールアウト後に除糞や洗浄・消毒を実施し、2～3週間程度の空舎期間を設けていること。
- ⑦ 死亡鶏は毎朝の巡回時に各鶏舎から集めて、車両消毒ゲート外側でペールに保管し、毎日、死亡鶏回収業者がペール内の死亡鶏のみ車で収集し、化製処理場へ運搬すること。
- ⑧ 発生鶏舎では、鶏舎平側のロールカーテンが開放されている上部から入気し、鶏舎奥側の換気扇から排気されている。また、冬季は入気を制限するため、鶏舎内温度の偏りが生じやすく、鶏舎手前側の換気扇も稼働することで、舎内全体の空気循環も行っている。
- ⑨ 発生鶏舎の換気扇外部にはシャッターが設置されており、鶏舎平側は上段は直径3cm、下段は直径2cm程度の亀甲金網が張られ内側は2cm四方の防鳥ネットが張られているが、金網にはネズミ等が侵入可能な破損が複数認められ、防鳥ネットは一部剥がれていた。冬季は、これらの金網は上段の上部約5cmを除きロールカーテンで被覆すること。
- ⑩ 各鶏舎横の飼料タンク上部には蓋が設置されており、閉鎖系のラインを通じて自動給餌を行っていた。飼養鶏には水道水を給与していること。
- ⑪ 敷料は、入雛前に敷料運搬業者がトラックで鶏舎内サービスエリアに直接ダンプから積み下ろし後保管をし、必要に応じて鶏舎床に敷いている。
- ⑫ 重機や機材などの他農場との共用は行っていないこと。

## 6 野鳥・野生動物対策

- ① 飼養管理責任者によると、発生鶏舎横の農場敷地内でイノシシの掘返し跡が見られたが、鶏舎内には侵入していないとのこと。なお、農場周囲（農場入口側を除く）に電気柵を設置しているが、故障していた。これについて、これまでイノシシが鶏舎内に侵入したことがないことから、調査時点で修理はしていなかった。農場敷地内ではネズミ以外の野生動物は見ないとのこと。
- ② 2週間程前、カラスの大群が2日間程農場北側に集まっていたため、大声を出すなどして追い払ったとのこと。また、前週から小鳥が農場内に飛来するようになったため、事務所出入口に鳥避けを設置したところ、小鳥の飛来が止まったこと。調査時野鳥は農場敷地では確認されなかつたが、鶏舎周囲で、野鳥の糞や羽を確認した。
- ③ 鶏舎内にネズミが侵入するため、ネズミ対策として殺鼠剤を置いているとのこと。調査時、発生鶏舎では断熱材のかじり跡を認めた。

## 7 前回発生以降の改善事項

- ① 経営再開にあたり、家畜保健衛生所は以下の事項を指導。
  - ・農場敷地内の木の伐採
  - ・農場敷地内の衛生管理区域外を舗装し駐車場を設置
  - ・鶏舎平側土台のコンクリートや亀甲金網の破損部分を埋めること
  - ・車両消毒ゲートの内側にもボタンを設置し、出庫時にも車両消毒できるようにすること
  - ・鶏舎入口における長靴履替時の交差汚染防止のため、すのこを設置
  - ・飼養衛生管理マニュアルの改善及び従業員への周知
- ② 「①」の指導事項について、農場は改善を行い、令和5年5月、家畜保健衛生所が改善状況を確認。

(以上)